

議案第 4 1 号

おいらせ町介護保険条例の一部を改正する条例について

おいらせ町介護保険条例（平成 1 8 年おいらせ町条例第 1 1 4 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 6 月 3 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による第 1 号被保険者保険料の減免の特例について、所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町介護保険条例の一部を改正する条例

おいらせ町介護保険条例（平成18年おいらせ町条例第114号）の一部を次のように改正する。

附則第16項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症」に、「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同項第1号中「維持する者」の次に「（以下「主たる生計維持者」という。）」を加え、同項第2号中「第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者」を「主たる生計維持者」に改め、同号ア中「事業収入等のいずれか」を「主たる生計維持者の事業収入等のいずれか」に改め、同号イ中「減少する」を「主たる生計維持者の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額）のうち、減少する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。